

投資家の経歴証明審査について

2020年6月8日

One Asia Lawyers ラオス事務所

2019年2月1日から施行されている「企業登録に関する合意（No.0023）」の中では、会社設立時の必要書類は、原則、①企業登録申請書 ②事業内容表明書、③会社設立契約書のみと規定されています。



しかしながら、実際は、企業登録時に、投資家の経歴証明を治安維持省へ提出し、その結果（いわゆる、ブラックリスト審査）をもって、企業登録が完了するという手続きがなされてきました。

ブラックリスト審査の結果を取得するまでには、最短で3か月、時には半年から1年間待たせられることもありました。政府による企業登録方法の簡略化が進む一方で、同審査に関しては、これまで何ら方針が示されてこなかったため、企業登録にかかる日数は、実質的には何も変わっておらず、政府の推し進める投資環境改善の足枷になっていました。

このような状況において、ようやく、2020年6月2日に商工業省より、新規で会社を設立する場合、企業登録書を取得した後に、投資家¹の経歴書を治安維持省へ提出する手順へと変更するとの通知がありました。

治安維持省は、ブラックリスト審査を通過しなかった投資家に対してのみ、商工業省へその理由を通知します。

なお、既存の会社においては、企業登録内容（投資家情報）に変更がある場合、これまでどおり、治安維持省へ新しい投資家の経歴書を提出します。その結果を取得後に、企業登録証の発行元において、企業登録情報の変更手続きを開始することが可能ですので、ご留意下さい。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

¹ 投資家とは、ここでは法律上明確ではなく、実務上は、外国人の株主及び取締役を指すといわれています。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 10 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や各種動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」、「ラオスにおけるコロナ対応のポイント」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）